

平成24年度
国立大学法人高知大学年度計画

高 知 大 学

平成24年 3 月30日

【年度計画の記載について】

目標を達成するための措置の各項目について、上段に中期計画をゴシック体で記載し、下段に年度計画を明朝体で記載している。

(凡例)

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

中期
計画

(学士課程)

- ① 課題探求力及び問題解決力を育成するため、共通教育初年次教育科目の「課題探求実践セミナー」に加え、全ての学部教育において課題探求・問題解決型の授業科目を開発・実施し、その成果を検証する指標を確立した上で評価し、改善する。【1】

年度
計画

平成 23 年度に改善した「課題探求実践セミナー」を実施するとともに、専門教育における課題探求・問題解決型授業科目を引き続き開講する。また、これらの教育効果及び成果について、全学的な取り纏めを行い、分析・検証する。

I	大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	1
1	教育に関する目標を達成するための措置	1
(1)	教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置	1
(2)	教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置	2
(3)	学生の支援に関する目標を達成するための措置	2
(4)	教育における国際交流に関する目標を達成するための措置	3
(5)	高大連携に関する目標を達成するための措置	3
2	研究に関する目標を達成するための措置	4
(1)	研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置	4
(2)	研究実施体制等に関する目標を達成するための措置	5
3	その他の目標を達成するための措置	6
(1)	社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置	6
(2)	国際化に関する目標を達成するための措置	7
(3)	附属病院に関する目標を達成するための措置	8
(4)	附属学校に関する目標を達成するための措置	11
II	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	12
1	組織運営の改善に関する目標を達成するための措置	12
2	事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置	13
III	財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	13
1	外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置	13
2	経費の抑制に関する目標を達成するための措置	13
(1)	人件費の削減に関する目標を達成するための措置	13
(2)	人件費以外の経費の削減に関する目標を達成するための措置	13
3	資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置	14
IV	自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置	14
1	評価の充実に関する目標を達成するための措置	14
2	情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置	14
V	その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置	14
1	施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置	14
2	安全管理に関する目標を達成するための措置	15
3	法令遵守に関する目標を達成するための措置	15
VI	予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画	16
VII	短期借入金の限度額	16
VIII	重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	16
IX	剰余金の使途	16
X	その他	16
1	施設・設備に関する計画	16
2	人事に関する計画	17

平成24年度 国立大学法人高知大学 年度計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

(学士課程)

- ①課題探求力及び問題解決力を育成するため、共通教育初年次教育科目の「課題探求実践セミナー」に加え、全ての学部教育において課題探求・問題解決型の授業科目を開発・実施し、その成果を検証する指標を確立した上で評価し、改善する。【1】

平成 23 年度に改善した「課題探求実践セミナー」を実施するとともに、専門教育における課題探求・問題解決型授業科目を引き続き開講する。また、これらの教育効果及び成果について、全学的な取り纏めを行い、分析・検証する。

- ②協働実践力・表現力・コミュニケーション力・国際性の育成に重点を置いた授業科目を、共通教育実施機構及び全ての学部教育において開発・実施し、その成果を検証する指標を確立した上で評価し、改善する。【2】

「協働実践力・表現力・コミュニケーション力・国際性の育成」に重点を置いた授業科目を実施し、育成された学生の能力を評価・検証するためのシステムを改善する。

- ③-1 社会人教育・生涯教育を含め、地域及び国際社会の諸問題や環境問題等の解決に資する人材育成を目指した、従来の学問体系にとらわれない自由な発想に基づく新たな特別教育プログラム若しくは教育コース・組織等を平成 24 年度から順次開設し、随時点検し、改善する。【3】

「土佐さきがけプログラム」(特別教育プログラム)の各コースで教育を開始するとともに、教育内容等の検証及び見直しと教育効果及び成果に関する調査を実施する。また、新たなコースの開設に向け、検討を行う。

- ③-2 新たな特別教育プログラム・コース・組織等に対応した入試選抜を検討・実施するとともに、新設教育コース等のみならず既存の募集単位あるいは社会人教育・生涯教育に対応したアドミッションポリシー(入学者受入方針)を、就職実績等卒業後の進路とともに受験生に対しより集約的かつ一元的に広報する組織を学内組織の再編成により立ち上げ、活動する。【4】

「土佐さきがけプログラム」(特別教育プログラム)に係る入試を実施するとともに、既存の募集単位を含めた入試広報活動を積極的かつ戦略的に推進する。また、入学者選抜に関する分析を広報活動と関係して行い、改善点等を検討する。

(大学院)

- ④地域社会のニーズに応えるべく、準専攻制度や副専攻制度の一層の発展・充実による分野横断的な教育、新コース開設による高度専門職業人の育成教育、また、学士課程と修士課程を結合した6年一貫の「グリーンサイエンス人材育成」特別教育コース等を平成 24 年度に開設して本学を代表するような研究者人材の育成教育等を行い、随時点検し、改善する。【5】

「土佐さきがけプログラム」(特別教育プログラム)の一つであるグリーンサイエンス人材育成コースを開設し、教育を開始する。また、高度専門職業人育成のための教育コースを引き続き実施するとともに、カリキュラム内容や指導体制等について充実を図る。更に、準専攻・副専攻制度について、履修者によるアンケートの調査結果を基に、必要に応じて改善を行う。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

- ①-1 「高知大学教育力向上3ヵ年計画」(第Ⅰ期:20年~22年,第Ⅱ期:23年~25年)に基づき,教育力向上推進委員会を中心に「授業改善アクションプラン」をはじめとする教員の職能開発を実施し,教員の教育力向上に関するPDCAサイクルを全学的に確立する。【6】

第Ⅱ期「教育力向上3ヵ年計画」に基づき,教員の教育力向上のための事業を実施する。また,教育力の向上を検証するための方法やシステムを試行し,本格実施に向けて改善を図る。

- ①-2 教員の授業改善を支援して教育力を向上させるため,総合教育センターの大学教育創造部門を中心に「授業改善支援プログラム」を開発・実施し,その成果を検証し,改善する。【7】

「授業改善アクションプラン」と連動した「授業改善支援プログラム」を実施するとともに,改善検証アンケートに基づく「授業改善検証システム」の開発を行う。

(3) 学生の支援に関する目標を達成するための措置

- ①-1 学生等が,正課の教育で得たものを自主的な学習活動・課外活動・ボランティア活動等の非正課での活動において実践することを組織的に支援する。【8】

平成23年度に策定した,学生の自主的な正課外(準正課・非正課)活動に対する支援策を実施するとともに,その成果を検証するため,実績調査を行う。

- ①-2 TA(ティーチングアシスタント)・RA(リサーチアシスタント)として雇用することで経済的に支援することや,TA・RAの水準を高め,将来の大学教員や研究者になるためのトレーニング機会となるような講習等のプログラムを開発・実施し,その成果を検証し,改善する。【9】

「TA講習プログラム」の受講生に対し実施したアンケート結果を基に,プログラムの見直しを検討し,TA向けマニュアルを作成する。また,TA・RAに対する経済的支援を引き続き実施する。

- ①-3 保健管理体制を強化し,朝倉・岡豊・物部のキャンパスにおいて,学業や生活面に課題を抱える学生等の個別指導体制を充実する。特に精神障害や発達障害等の問題を抱える学生等の生活面や学習面での支援方法を開発し,支援する。【10】

1) 新たに発足する「安全・安心機構」の安全衛生部門が中心になり,「安全衛生管理基本計画」に沿ったキャンパス環境の段階的整備を行う。

2) メンタルヘルスを専門とする教職員を増員し,各キャンパスにおける学生相談への対応や個別指導実施体制を強化する。

3) 「精神障害・発達障害の理解及び支援」に関する教職員向けの研修等を実施するとともに,これらの問題を抱える学生等の生活面や学習面での支援方法を開発する。

- ①-4 留学生チューター(学習助言者)養成やその水準を向上するために講習会等を開催し,留学生の学習面や生活面に適切に助言し,支援する。また,学生寮を日本人学生等と留学生の混在型とすることで,寮内での両者の交流を盛んにし,留学生の日常的な生活面に対してより密接に支援する。【11】

「留学生支援基本計画」に基づき,講習を受けた留学生チューターによる留学生への学習面・生活面での支援を実施するとともに,その効果を検証する。また,留学生混在型の「学生寮整備計画」の具体化について引き続き検討する。

- ①-5 新たな奨学金制度や授業料免除制度等を創設し、特別教育コースの学生や成績優秀者及び経済的に苦しい学生等を支援する。【12】

新たに、卓越した成績優秀者等に対する授業料免除制度の運用を開始するとともに、経済的に苦しい学生等の修学支援を継続する。また、新たな奨学金制度や授業料免除制度等の検討を引き続き行う。

- ② 総合教育センターのキャリア形成支援部門及び就職室が連携し、雇用情勢の分析並びに企業・業界との交流をより一層進め、それによって得られた情報や知見を提供し、学生等と企業の双方が満足できる就職活動支援方を充実・強化し、実施する。【13】

「キャリア形成支援基本計画」に沿った事業の開発を検討するとともに、新たなプログラムを試行する。併せて、学生の就職指導体制や、就職関連企画の充実・改善を図る。

(4) 教育における国際交流に関する目標を達成するための措置

- ①-1 既存の国際・地域連携センターの国際交流部門と、総合教育センターの修学・留学生支援部門を統合して国際交流センター（仮称）を設置し、国際理解教育や国際学生交流協定校との単位互換による「交換海外実習プログラム」を設けるなど交流を推進するとともに、海外フィールド実習等のプログラムを開発・試行し、その成果を検証し、改善する。【14】

新たに開発した「交換海外実習プログラム」及び「海外フィールド実習プログラム」を実施するとともに、国際・地域連携センター国際連携部門の運営状況の点検を行う。

- ①-2 国際交流センター（仮称）等が中心になり、自文化及び異文化を共に認めることのできる国際性を有する人材育成のための新たな特別教育プログラム・コース・組織等を開設するとともに、これに対応した学生等の選抜を実施し、その成果を検証し、改善する。【15】

「土佐さきがけプログラム」（特別教育プログラム）の一つである国際人材育成コースを開設し、教育を開始する。また、運営体制、カリキュラム及び選抜方法等の検証並びに広報活動を引き続き実施する。

(5) 高大連携に関する目標を達成するための措置

- ①-1 これまでの高大連携事業の成果を活かして、高校生の「主体的学びの姿勢」や「粘り強く論理的に考える力・論理的に表現する力」を養成する高大連携教育プログラムや教育方法を開発し、試行・検証する。また、大学教員及び高校教員の共同研究プロジェクトを高知県教育委員会と協働して発足させ、点検・見直しを実施し、発展させる。【16】

新たな「高大連携教育プログラム」を開発し、試行するとともに、「高大連携教育研究会」を開催してプログラムの点検・評価を行う。

- ①-2 大学教員及び高校教員の教育力等を向上させるため、高知県高大連携教育実行委員会と協力し、開発した教育プログラムの普及や教育方法を改善する研修を実施する。【17】

開発した「高大連携教育プログラム」の普及を図るとともに、教育方法改善のための研修を実施する。更に、受講者アンケート等により点検・評価及び改善を行う。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- ①-1 「掘削コア科学による地球環境システム変動研究拠点」において、地球環境変動や巨大地震発生帯、海底資源分布等に関する実態解明を目指す。また、拠点教育と大学院教育等とを連動させることにより、国際性・専門性を有する若手研究者・専門技術者の育成環境を機能的に構築する。【18】
- 1) 地球環境変動、地震発生帯物質循環、海底資源の各研究プロジェクトを引き続き実施し、課題研究を発展的に推進する。
 - 2) 中間報告書を取り纏めるとともに外部評価を実施し、プロジェクトの進捗状況の確認と改善点の抽出を行う。
 - 3) プロジェクト研究に携わる大学院生に対して研究支援を行う。
- ①-2 「植物健康基礎医学研究拠点」において、分子を基盤とする植物病害の予防・診断・治療の方法を開発し、植物生産物の高付加価値化とともに、植物機能の高度利用技術を開発する。平成 27 年度に、研究成果の技術移転を事業化するための植物健康基礎医学研究センター（仮称）の設立を目指す。【19】
- 1) 個々の研究領域において、「植物の健康」に資する基礎研究を推進し、分子を基盤とする植物病害の予防・診断・治療方法の開発、植物生産物の高付加価値化、植物機能の高度利用技術を深化させる。また、これらに関連する研究と技術提供を行う「植物健康基礎医学研究センター」（仮称）の設立について、引き続き具体的な検討を行う。
 - 2) 平成 23 年度に実施した外部評価の評価結果等を今後の研究等に反映するとともに、研究成果の公開や情報発信を推進する。
- ①-3 「生命システムを制御する生体膜拠点」において、細胞膜上でタンパク質・脂質・糖鎖が協働して形成する膜内機能ユニットを解明し、新しい病態診断や治療法の開発に繋げる。当該分野の若手研究者を育成するとともに、あらゆる生体分子を網羅的に解析しその情報を集約する拠点（統合オミックスセンター）としての役割を担い、臨床医による分子レベルの臨床研究をサポートする体制を構築する。【20】
- 各研究班において、個々の研究における膜内機能ユニットの解明を目指し、研究を深化させる。また、統合オミックスセンターとして、若手研究者の技術能力の育成を行い、拠点外研究者や臨床医による分子レベルの臨床研究を支援する。
- ②-1 「海洋」、「環境」、「物性」、「中山間地域」、「水」、「エネルギー」、「バイオマス」、「食料」等をキーワードとする自然科学系プロジェクト研究を推進し、専門性の高い研究成果を発信するとともに、自然保護と環境保全及び環境問題等の解決に寄与し、地域を活性化する。【21】
- 第 1 クール（2 年間）における研究成果の点検・評価に基づいて、サブプロジェクトの構成等の再編を図り、引き続き研究を実施する。また、成果報告書を作成・公表するとともに、プロジェクトの活動をホームページ等により随時広報する。
- ②-2 「高知の視座」、「海洋」、「中山間地域」、「持続可能性」、「黒潮圏」等をキーワードとする人文社会科学系プロジェクト研究を推進し、研究成果の発信や地域社会との協働を通じて地域を活性化する。また、「発達障害」、「学力向上」、「学校評価」等をキーワードとする人文社会科学系プロジェクト研究を推進し、障害の特性に合わせた「障害児支援の専門家」の養成、教育委員会と連携・協働した地域教育の質の改善等を行う。【22】
- 地域社会との協働や地域教育の質の改善に向けた次の取組を行う。
- 1) 「高知の視座」、「海洋」、「中山間地域」、「持続可能性」、「黒潮圏」等をキーワードとする研究の一層の充実を図り、その成果と課題を公開する。
 - 2) 「発達障害」、「学力向上」等をキーワードとする研究を継続し、「発達障害」に関する研究については中間評価を行う。

- ②-3 「がん」, 「再生医療」, 「情報医療」, 「健康長寿」等をキーワードとする医療学系プロジェクト研究を, 研究者・研究費を集約した先端医療学推進センターにて附属病院と一体的に推進し, 国際水準の専門性の高い研究成果の発信とともに, 資源が限られた地域でも実施可能な健康長寿介入プログラムを開発する。【23】

先端医療学推進センターに設置した「独創的医療」「再生医療」「情報医療」「社会連携」「先端医工学」及び「臨床試験」の各部門において, 世界に発信できるユニークな研究を推進するとともに, 中間評価を実施する。

- ②-4 「黒潮圏」, 「温暖化」, 「海洋生態系保全」, 「植物の病・虫害管理」, 「土壌環境」, 「機能物質」, 「環境物質」, 「海洋生物」, 「地球科学」, 「持続可能性」等をキーワードとする総合科学系プロジェクト研究を推進し, 高い水準の研究成果を世界に向けて発信するとともに, 地域への施策提言等を通じて地域を活性化する。【24】

「黒潮圏科学」, 「生命環境医学」, 「複合領域科学」, 「地域協働教育学」の各部門において, その特性を活かした研究を推進する。一部で国際共同研究への展開を図り, 中間評価を行う。併せて, 総合科学系を中心に, 「地域への施策提言等を通じて地域を活性化する」ことを目的とした, 部局横断的な研究推進体制を確立し, 研究交流を推進する。

- ③ 「地球掘削科学」, 「地球環境変動」, 「海底資源」等をキーワードとする全国共同利用・共同研究を海洋コア総合研究センターで推進し, 海洋研究開発機構などの国内外の大学, 研究機関と連携して高い水準の研究成果を発信し, 地球掘削科学における拠点機能を充実する。【25】

地球掘削科学に関する全国共同利用・共同研究拠点として, 国際水準の研究を推進する。また, 韓国・中国・台湾等のアジア諸国を中心とした国際共同研究に取り組み, 国内外の大学・研究機関と連携して高い水準の研究成果を情報発信するとともに, 統合国際深海掘削計画 (IODP) 航海に積極的に参加し, 新たな国際共同研究を開始する。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

- ①-1 研究水準・成果の向上を図るため, PDCA サイクルを活用した教員個人の研究自己評価, 研究拠点プロジェクト長・学系長による評価結果に基づく研究資源の傾斜配分とともに RA・PD (ポストドクター) を重点的に採用する。【26】

1) 拠点・学系プロジェクト及び個人やグループ等の研究活動に関する評価制度並びに特任教員, RA・PD等の戦略的人員配置による研究支援体制の充実を図る。

2) 若手研究者の自立的な研究環境整備促進事業「イノベーティブマリンテクノロジー研究者育成」の第1期テニュア・トラック教員の間接評価を実施し, また第2期テニュア・トラック教員の国際公募を行う。

- ①-2 若手研究者の育成を目的とした制度の構築やプログラムを開発する。【27】

1) 若手研究者の自立的な研究環境整備促進事業「イノベーティブマリンテクノロジー研究者育成」によるテニュア・トラック教員に対し, 各種人材育成プログラムを実施するとともに, 中間評価を実施する。また, 学内における教員選考新制度の構築に向けて引き続き検討を行う。

2) 若手研究者の研究拠点プロジェクトへの参加等の全学的な取組を行うとともに, 若手研究者ミーティング及び研究顕彰制度等を引き続き実施する。

- ①-3 科学研究費補助金等の競争的外部資金獲得による研究活動を活性化するため, 研究コーディネーターの採用等, 組織的に取り組む。【28】

1) 科学研究費補助金等の競争的外部資金獲得に向け, 研究推進戦略委員会等による

組織的な取組を行う。

2) 研究支援コーディネーターの活動、研究相談会の開催及びインセンティブ付与等を実施し、支援体制の充実を図る。

- ②-1 総合研究センターにおいて、領域横断的・国際的・地域貢献的研究推進体制を整備・充実するとともに、大型研究プロジェクトの推進に必要な共通施設機器の戦略的整備や大型研究機器の全学利用を促進し、研究活動の組織的取組を強化する。【29】

総合研究センターにおいて、研究プロジェクトや研究推進のための支援体制を引き続き強化するとともに、研究成果の学内外への公表・発信の内容をより一層充実させ、研究活動の拡大と活性化に向けた取組を行う。

- ②-2 国際・地域連携センターにおいて、1) 共同研究、受託研究、2) 数値目標を設定した特許出願を推進する。【30】

共同研究及び受託研究の推進に向け、産学官連携ネットワークを拡大する。また、大学帰属出願案件の質的な充実を図った上で、知的財産の出願・管理を行うとともに、当該知的財産を活用したライセンス収入・競争的資金獲得の増加を目指す。併せて、平成 22 年度に策定した新基準に基づいて、知的財産出願状況・収入状況等の中間評価を行う。

- ②-3 総合情報センターにおいて、研究活動への環境情報学的支援と電子ジャーナル選別による研究コスト対効果最適化を実施する。【31】

研究者、学生及び職員を対象とした学術情報関連のセミナーや勉強会を実施するとともに、導入する電子ジャーナルの最適化に向けた取組とその検証のため、選別希望及び利用状況調査を継続して実施する。また、研究活動支援のために「高知大学学術情報リポジトリ」のコンテンツを収集し、更なる充実を図る。

- ③ 海洋コア総合研究センターにおいて、全国共同利用・共同研究推進のため全国の学会等の意見を反映した運営・支援体制の整備を行うとともに、コアスクール等による全国若手研究者・大学院生の育成、学内研究者等を支援する。また、共同運営を行う海洋研究開発機構の協力を得てこれらを一層充実する。【32】

共同利用・共同研究の推進や運営の充実を図り、国際的に活躍する若手研究者等の育成や教育を行う。また、海外の統合国際深海掘削計画（IODP）乗船研究者について、下船後研究（アフタークルーズワーク）の支援を実施する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置

- ① 国際・地域連携センターの地域再生部門（仮称）を中心に、自治体との情報共有の場である高知大学・自治体連携室（仮称）を設置し人的交流を進める。具体には自治体との連携協議会を年に 12 回以上開催し、また、自治体と連携した国の競争的資金を年間 3 件以上獲得（新規契約）する。【33】

自治体との「連携協議会」を頻繁に開催することによって綿密な情報共有を図り、地域の「知の戦略拠点」としてのシンクタンク機能の充実に向けた取組を強化するほか、外部評価を実施する。

- ② 国際・地域連携センターの地域再生部門（仮称）と生涯学習部門を中心に学内の組織体制を構築し、企画・立案と実施を担う。科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」事業等を活用し、地域に必要な中核となる人材を今期 6 年間で 100 名以上（学位以外の履修証明制度の適用）育成する。さらに、育成した人材の二次的波及効果を担保する交流の場（プラットフォーム）を構築する。【34】

地域ニーズの高い中核人材育成に向けた系統的カリキュラムとして、平成 20 年度に採択された「土佐 FBC 人材創出」において人材を育成する。また、平成 23 年度に施行した「土佐 FBC 幡多教室」を引き続き実施する。更に、後継事業を念頭に置いた新たな「人材育成カリキュラム」を試行する。

- ③学生等のスポーツ、文化、芸術などを通じての地域貢献活動を推進し、それを組織的に支援する。また、地域住民によるサポータークラブ制度や基金を創設し、広く高知大学への支援を募る。平成 22 年度から検討を開始し、平成 24 年度から運用を開始し、継続的に実施できる体制を構築する。【35】

学生等のスポーツ、文化、芸術活動を通じた地域貢献活動について、支援組織を通じて適切に支援を行う。

平成 23 年度に設立された「高知大学さきがけ志金（以下「志金」という。）」の広報活動を行い、志金運営委員会等で展開する事業について検討を行う。また、高知大学に関わる全ての方を対象としたサポータークラブ制度「THE こうちユニバーシティ CLUB」の運用を開始する。

- ④「農学コンソーシアム四国」の設立による高知、愛媛、香川 3 大学の連携を強化する。学内の学部横断型教育・研究の取組としての医療・環境・食料に関する連携体制を確立する。設立後は、評価と改善を加えながら継続実施する。【36】

「農学コンソーシアム四国」及び「熱帯農業に関する SUIJI コンソーシアム」の運用を開始し、大学間の教育連携を深めるとともに、愛媛大学との森林関連地域人材養成に係る教育連携事業を継続して実施する。

また、大学院修士課程において専攻横断的な科目の履修を可能とした植物医学専攻の運用を開始する。

(2) 国際化に関する目標を達成するための措置

- ①-1 平成 22 年度から「黒潮圏 S 状帯」、「アジア・フィールド・サイエンス・ネットワーク」を中心としたネットワーク型教育研究プログラムを開発、実施し、アジア・太平洋地域の環境問題に先導的に携わる人材を育成する。【37】

ネットワーク型教育研究活動を継続的に支援し、アジア・太平洋地域における大学等との学術交流の活性化を図る。また、中国及び東南アジア地域での海外事務所開設について引き続き検討を行う。

- ①-2 留学生 30 万人計画に対応し、国際交流センター（仮称）を中心に、今期 6 年間で留学生数 180 名程度（平成 21 年度の約 30%増）に引き上げる。また、外国人教員の積極的な登用により、学生等及び留学生の語学力を強化しキャンパス内の多言語化に取り組むことにより日本人学生等の海外派遣数及び海外留学数を今期 6 年間に増加させる（平成 21 年度実績の約 1.5 倍）。【38】

1) 留学生数及び海外派遣留学生数について調査・検証を行うとともに、それぞれ平成 23 年度から 5%程度引き上げるほか、質の高い留学生の確保及び海外留学を促進するための方策について、協定校の活用などを含めて検討し、実施する。

2) 「キャンパス多言語化プラン」に基づき、外国人教員等を活用した語学学習や語学研修を実施し、学生及び教職員の語学力の向上を図る。

3) 「熱帯農業に関する SUIJI コンソーシアム」に基づくジョイントディグリープログラムによって、インドネシア 3 大学との留学生の相互派遣を推進する。

- ①-3 「高知大学国際交流基金」を充実させ、私費留学生への経済支援を拡充するほか、大学戦略上で有益な事業に対し資金を重点配分する。また、既存施設の整備・改修とともに、民間アパート借上げなどにより、留学生・研究者のための宿舎を確保する。

【39】

国際交流基金による奨学金支給や私費留学生による外部機関の奨学事業等への積極的な申請を推奨することによって、経済的支援の拡充につなげるほか、地域の留学生支援ボランティアによる生活支援・協力を継続して要請する。

また、留学生混在型の「学生寮整備計画」について検討を進めるとともに、留学生が居住可能な民間アパート等を確保し、入居の支援を行う。

- ②-1 国際化のための企画立案を一元的・戦略的に担う国際交流センター（仮称）の教職員が協働して国際交流の業務を実施し、国際化の進展に十分対応できる専門スタッフを養成・確保する。新しい国際交流の評価基準及び PDCA サイクルを構築し、質の高い国際交流を展開する。これらによって、協定校との人的交流数を今期6年間で30%増加させる。

平成22年度に国際交流センター（仮称）を設置し、評価基準、PDCA サイクルの見直しを図り、国際コーディネーターの配置、SD（スタッフ・ディベロプメント）やFD（ファカルティ・ディベロプメント）を企画開発する。【40】

国際連携コーディネーターと協働し、協定校との交流活動について「国際交流に関する評価基準」に基づき評価・検証を行うとともに交流活動の活性化を図り、人的交流数を平成23年度から5%程度引き上げる。更に、国際化の進展に対応できる教職員を養成するため、語学学習やSD・FD等の各種研修プログラムを企画・実施する。

- ②-2 国際交流を推進するための具体的な取組としては、1) 海外事務所等を設置し、国際的な共同研究、留学生の受入・派遣、海外広報の業務にあたる。2) 協定校及び留学生支援ネットワークの充実を図り、海外における連絡網を整備する。3) 国別、地域別同窓会組織を設立し、定期的に同窓会を開催する。4) 高知県や地域の国際交流団体と連携して地域発信型の国際交流を推進し、地域の国際化に寄与する。【41】

「留学生支援ネットワーク」の充実を図り、国際共同研究や留学生の受入事業、海外広報事業を実施する。併せて、帰国留学生の出身地域などを考慮した同窓会組織の設立や、中国及び東南アジア地域での海外事務所開設について引き続き検討を行う。

また、高知県内における各種国際交流団体等と連携した国際研修を継続して実施する。

（3）附属病院に関する目標を達成するための措置

- ①-1 社会ニーズに呼応した病院機能・運営を強化するため、1) 本院のクオリティ・インディケーター（診療の質指標）の測定とホームページ等による社会への公表、2) 感染対策、医療安全、栄養管理、褥瘡対策、創傷・失禁ケアに重点を置いた病院運営を実現する。

これらを実現するため、クオリティ・インディケーター数とその向上度で医療の質と安全を可視化し、本院の感染対策、医療安全、栄養管理、褥瘡対策、創傷・失禁ケアに関して外部評価を受ける。【42】

1) 測定されたクオリティ・インディケーターについて、PDCA サイクルに基づいた評価を行うとともに、DPC データから集計される各指標の公表手順を確立し、順次公表する。

2) 感染対策チーム、医療安全チーム、NST（Nutrition Support Team；栄養サポートチーム）、褥瘡対策チームを中心として、医療の質と安全の強化に向けた活動を継続して行う。また、本院の医療の安全・質の向上のため、国立大学附属病院長会議主催の医療安全・質の向上及び感染対策に関する相互チェックによる外部評価を受ける。

- ①-2 国立大学病院の在り方として単なる経済学的な経営効率ではなく、1) 公共的価値（地域、県民の満足）と経営効率の両立、2) 病院機能の「品質」の向上のため、公益性と病院収益を両立させた経営効率を実現し、満足度調査指数の向上と経営状況指標

の動向で評価する。病院機能の「品質」に関しては、人的資源を適正配置し、コンプライアンス（法令遵守）の精神やセキュリティを高め、ISO9001を更新し、術前外来件数、自己血輸血実施率など医療の安全に資する評価指標を向上させる。【43】

- 1) 患者満足度調査のデータを基に地域のニーズに呼応した改善計画を立案・実施し、効果の検証を継続して行う。
- 2) 先端医療関連診療項目を決定し、実施計画を立案する。
- 3) ISO9001の品質管理体制を維持し、臨床検査室に特化したISO15189認証審査を受審して取得する。
- 4) 平成23年度に確立した短期滞在手術の実施体制の検証を行い、改善を図る。
また、術前外来について、診療科別に体系化することを検討する。

①-3 がん診療ネットワークを構築し、診療体制を充実させるため、1)都道府県がん診療連携拠点病院として、地域のがん診療のサポート体制を強化し、2)外来機能に力点を置いたがん治療センターを充実させ、3)診療科を超えた臓器別チームや緩和ケアチームの活動を活性化し、4)院内がん登録、地域がん登録の精度を、今期6年間で、がん診療評価に活用可能な水準に高め、その水準を安定的に維持する。

これらの取組を通して、診療がん患者数、がん治療センターの患者数、がん診療地域連携クリニカルパス数、外来／入院がん化学療法比率、診療科を超えた臓器別診療の実施、緩和ケアチームの活動及びがん登録の実績増に繋げる。【44】

都道府県がん診療連携拠点病院として地域のがん診療のサポート体制を強化するため、次の事項に取り組む。

- 1) 市民公開講座の参加者に対するアンケート調査の結果を反映し、講座内容を充実させる。増加するがん相談に対応するとともに、がん検診受診率の改善・向上に関する協力体制について、がん診療連携拠点病院間及び自治体と検討する。
- 2) 外来診療体制を維持しつつ、外来化学療法患者数の更なる増加を図る。また、臨床腫瘍科（仮称）の設置を図る。
- 3) 院内がんカンファレンスへ院外から参加者を募ることによって、地域のがん診療教育を展開する。さらに、各臓器別の腫瘍ボードの開催回数及び症例数を増加させる。院内における緩和ケア教育を継続的に行い、多職種がサポートすることにより、緩和ケアチームの活動を強化する。がん診療連携クリニカルパス数を増加させ、定期的に評価・改定を行う。
- 4) 平成23年度より開始した院内がん登録の調査に関し、2007年症例における3年生存率の集計を完了させ、結果を公表する。高知県のがん診療拠点病院間でネットワークを構築し、他の医療機関に対するサポートを行うことによって、高知県がん登録の精度の向上を図る。

①-4 トリアージ（大災害時等における治療の優先順位）訓練に主眼を置いた院内防災訓練の充実やDMAT（概ね災害発生後48時間以内に活動できる機動性をもつ、専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム）訓練への参加を推進する。【45】

- 1) 災害医療に貢献できる病院スタッフを養成するため、大規模災害訓練、トリアージ訓練及び招集訓練などを行い、災害に対する意識を高め、災害医療に関する技能を修得させる。
- 2) 既存のDMATチームを継続的に訓練に参加させる。
- 3) 医師及びコメディカルを中心としたトリアージ啓発活動を行う。
- 4) 平成23年度に開講した災害・救急医療学講座（寄附講座）と協働し、災害時救急医療体制の強化を図る。

①-5 先端医療学推進センターやネットワークの充実を通じて医療の進歩、社会情勢の変化及び患者ニーズの多様化等医療を取り巻く環境の変化に対応した病院再開発を目指す。【46】

病院再開発の整備方針及び整備計画に基づき、新病棟建設工事（再開発第1ステージ）を行うとともに、既存東病棟及び中央診療棟改修（再開発第2ステージ）の実施設計に向けた検討を行う。

- ②-1 先端医療の確立と研究成果を医療現場へ還元するため、1)先端医療研究と臨床応用をカップリングし、2)PET 事業の拡充・推進、FUS（集束超音波手術装置）による自由診療・臨床研究を推進する。

また、臨床試験センターにおける臨床研究部門と治験部門の業務を拡充し、CKD（慢性腎臓病）ネットワークの活動、臍帯血治療、抗がん剤感受性による個対応治療（より個人に適切に対応する「個の医療」）、慢性呼吸器疾患の治療、人工臓臓の実用化への進展、DVT（深部静脈血栓症）予防法の実用化、嚥下・排泄・感覚機能の治療、血球粒度、電気泳動波形データを用いた診断支援システムの開発、細胞移植医療センター（仮称）の設立、がんペプチドワクチンの臨床応用を実現する。【47】

1) ①先端医療研究と臨床応用をカップリングした臨床試験等を引き続き推進し、研究成果を医療現場に還元する。

②平成 22 年度までに行ったマウスを使用した脳性麻痺等の部分的脳障害の改善を目指す臍帯血輸血のデータを解析し、研究を継続する。

③白血病に対する四国地区の臍帯血移植の現状及びスタッフの養成について検討する。

2) 高精度放射線治療システム、FUS、PET センターでの治療を継続し、症例を積み上げる。また、PET-CT による保険診療として可能な臨床研究を引き続き行うとともに、新たな臨床研究を検討する。

3) 臨床試験センターにおいて、引き続き治験受入件数の増加及び治験実施率の向上を図る。

また、臨床試験に関する講習及び教育を継続して実施するとともに、多施設共同研究を効率的に行うため、症例データベースシステムの導入を検討する。

4) 先端医療の充実を図るため、遠隔操作型内視鏡外科手術装置を導入する。

- ②-2 パートナーシップに基づく地域医療を実践するため、1)高齢化先進県に即応した療養環境の充実と地域連携並びに、2)電子カルテ・PACS（医療用画像ネットワーク管理システム）に代表される院内医療情報の電子化をさらに推進し、3)高知ヘルスシステム（高知県の地域医療を担う病院、診療所が県民の健康の維持・増進のためにパートナーシップを結ぶ地域医療システム）を用いた地域関連病院との情報共有に役立て、4)検診業務サポート・地域の健康管理などの予防医学、5)地域関連病院と連携した在宅医療サポートにも貢献する。

このことにより、地域連携数や退院支援件数、さらには検診業務と在宅医療のサポート実績を向上させるとともに、電子カルテ・PACS を充実する。【48】

1) 香北町健康長寿計画の追跡調査を引き続き実施する。

2) 本院を含めた高知県内の循環器基幹病院 9 施設における心筋症にかかる横断的データベースから得られた知見についての研究報告を行う。

3) PACS を利用した他院の患者画像データの取り込み精度の向上を図るため、改善点の抽出と改善策の策定を行う。

4) 地域関連病院への情報共有を行うためのシステムの試行を行う。

5) 在宅・検診等と連携する組織を構築し、連携システムの設計を行う。

6) 運動訓練支援を行っている 3 地域（黒潮・いの町・室戸市）に対し、継続的に運動指導を行うとともに、IT 通信機器による遠隔教育や遠隔運動指導の成果を検証する。

7) 高知地域医療支援センターにおいて、高知県内における医師のキャリア形成支援や医師の適正配置等の方策を検討する。

- ③医学から医療学へのパラダイム変化に対応するために、1)卒前から卒後にかけて、模

型（シミュレータ）やソフトウェア，あるいは模擬患者の協力によるシミュレーションを通じた教育を充実し，また，2)医師・看護師・技師・薬剤師等全ての職種にリカレント教育（社会人教育），生涯学習の場を提供する。

このために，スキルスラボ及び低侵襲手術教育・トレーニングセンター機能をより充実させ，卒後研修医数，リカレント学習受講数，院外啓発活動数の増に繋げる。
【49】

1) 医療技術研修支援施設（レジデントハウス）の運用を開始するとともに，移設した低侵襲手術教育・トレーニングセンターにおいて，内視鏡機器やトレーニング用シミュレータによる外科手術の教育を行い，基本手技のみならずアドバンステクニクの教育を開始する。また，トレーニング機器の充実を図る。

2) 高知県と協働した，指導医・専門医支援及び国内・海外留学支援を継続して実施する。

3) 専門医試験の基準に到達できる外科手術教育の充実を図る。また，小児乳児診療における講習会を引き続き開催し，アンケートの実施等により内容の改善を図る。

4) 看護部現任教育ガイドライン（仮称）の見直し及び改善を行うとともに，各部署における教育指導者体制の評価を行う。

また，地域看護職対象のリカレント教育を継続実施する。

5) 薬剤師に対する長期実務実習の基幹病院として，質の高い実習と教育指導を行う。また，地域のニーズに応じたコメディカルに対するリカレント教育を推進する。

（4）附属学校に関する目標を達成するための措置

①-1 高知県内の初等中等教育の課題に応えるため，附属校園運営委員会（仮称）を設立し附属学校園全体の管理体制，人事，予算，学級編成・定数，教育課程編成等の組織・業務の方針を決定する体制を確立する。【50】

附属学校園運営委員会において審議・決定された附属学校園全体の管理体制，人事，予算，学級編成・定数及び教育課程編成等の事項を順次実施し，併せて，自己評価書を作成する。

①-2 「教育コラボレーション研究プロジェクト」を基盤とした教育研究部人文社会科学系教育学部門等と附属学校園との研究協力体制を整備し，部門等と附属学校園教員・地域の教員との共同研究として，地域の教育課題に応える次の研究を行う。

1) 学力向上（幼・小・中一貫教育に関する研究や基礎学力の定着と教員の授業力の向上研究等）

2) コミュニケーション力育成（仲間作り活動及びグループワークトレーニングによる学級集団作り研究等）

3) 特別支援教育（高知県の特別支援教育を主導する指導方法の開発や学校支援に関する研究，障害の特性に応じた雇用研究や雇用に向けた作業学習研究等）【51】

大学・学部・附属学校園が一体となり，附属学校園を地域の「科学技術教育拠点」「国際交流拠点」「特別支援教育拠点」として明確に位置付け，次の先導的・実験的な教育研究を実施し，その成果を検証する。

1) 「外国語活動・英語教育」及び「科学技術教育」に主眼を置いた幼・小・中一貫の教育プログラムの研究・開発を行う。また，小・中兼務の教員を配置することによって指導体制を強化し，連絡進学や生徒指導に関する研究及び実践を行う。

2) 「科学技術教育」を視点とした各教科・領域における基礎学力定着や，国際的なコミュニケーション力の育成を図るための教育プログラムの研究・開発を行う。また，発達に障害のある児童生徒への支援策による効果について研究を行う。

3) 高知県の特別支援教育を主導する指導方法の開発や学校支援に関する研究，障害の特性に応じた雇用研究や雇用に向けた作業学習研究を引き続き実施する。

- ①-3 研究成果を踏まえ、教育学部と一体となって学生・大学院生の実習・インターンシップを指導するとともに、高知県教育委員会等と協力して研修・学校支援を行う体制を整備し、教員免許状更新講習・研究会等を現職教員のための研修の場とし、併せて学校支援活動を行う。【52】

教員養成機能の高度化を図るとともに、地域の教育課題等に応えた次の先導的・実験的な教育・研修を実施し、その成果を検証する。

1) 平成 23 年度に実施した受講生アンケート等を踏まえた実習・インターンシップの指導を行うとともに、「教育実習運営協議会」及び「実習系委員会」を中心に、教員養成機能の強化に向けた環境整備を行う。

2) 高知県教育委員会や県内学校園等と連携協力し、「高知 CST 養成拠点構築事業」や「ICT 活用指導者養成研修モデルプログラム」等の成果を活用し、現職教員の教育力向上を支援するための各種研修を実施する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

- ①平成 20 年度に実施した教育組織と教員組織の分離についての理念やメリットを具現化する。さらに、地域のニーズや学問領域の変化にも柔軟に対応するため、学部・研究科等の在り方や学生定員及び教育組織を支える教員組織を評価し、見直す。【53】

総合的教養教育の実施に向けた共通教育体制の強化並びに学部・研究科及び学系・部門の見直しを含めた改組案を引き続き検討する。

- ②学長裁量による短期・中期に配置できる人員枠を確保し、教育研究の拠点となる重点事業や大学運営の核となる業務等に順次配置し、強力に事業を推進する。【54】

学部・研究科の改組や教育研究の拠点となる重点事業、大学運営の核となる業務等に合わせた人員の重点配置を引き続き実施する。

- ③-1 次世代育成支援に係る各種制度やワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた職場環境を整備・充実し、これらの取組をもとに次世代育成企業認証を取得する。【55】

男女共同参画推進委員会及び同専門委員会において、重点課題である「働き方の改善」「育児・介護支援」「女性研究者・職員の支援と育成」「関連分野の研究・教育の充実」「学外への情報公開・情報提供」の推進等について各種方策を検討し、順次実施する。

- ③-2 教職員の個人評価及び組織評価を活用し、個人及び組織へのインセンティブ（意欲刺激）となる仕組みを平成 23 年度までに構築し、以降順次実施し、評価し改善する。【56】

1) 教員の人事評価について、エフォート管理に基づく新たな教員評価並びに昇給及び賞与の処遇へ反映させるための個人評価に基づく人事考課を実施し、評価結果を検証する。

2) サバティカル研修を実施する。

3) 事務系職員人事評価の評価方法の検証を行い、評価制度の充実に向けた改善を行う。

- ③-3 若手教員育成のための制度及びプログラムを平成 23 年度までに構築・開発し、以降順次実施し、評価し改善する。【57】

若手研究者の自立的な研究環境整備促進事業「イノベーターマリンテクノロジー研究者育成」によるテニユア・トラック教員に対し、各種人材育成プログラムを実施するとともに、中間評価を実施する。また、学内における教員選考新制度の構築に向け

て引き続き検討を行う。更に、サバティカル研修及び学位取得促進プログラムを実施する。

2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

①-1 事務職員の能力開発に関する基本方針・計画を平成 24 年度までに策定し、それに基づく人材育成プログラムや研修を開発・実施し、評価し改善する。【58】

事務職員職能開発委員会において、事務職員の能力開発に関する基本方針・基本計画を策定し、研修プログラムの改善及び開発を行い実施する。また、SPOD-SD プログラム等による研修を実施する。

①-2 仕事と生活の調和及び個人能力の適性にも配慮しながら、重点事業に沿った人員配置等、機能的で機動的な組織運営を行うため、随時組織の在り方を見直す。【59】

ワーク・ライフ・バランスに配慮した組織の構築に向け、組織と業務の現状について点検・検証を継続実施し、随時見直しを行う。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

①-1 地域社会の視点に立った新たな基金の創設による事業展開や、科学研究費補助金、共同研究などの外部資金の獲得に向けた取組を強化する。【60】

1) 平成 23 年度に設立された「高知大学さきがけ志金」(以下「志金」という。)の広報活動を行い、志金運営委員会等で展開する事業について検討を行う。

2) 科学研究費補助金等の競争的的外部資金獲得に向け、研究推進戦略委員会等による組織的な取組を行う。

①-2 資金管理の徹底により、保有資金を的確に把握し、資金運用することにより、第 1 期運用益実績の 50%以上の増を目指す。【61】

年度計画に基づく資金管理計画表を作成し、保有する資金(余裕金)及び金融市場を的確に把握することによって、平成 23 年度運用益実績を上回ることを目指すとともに、運用総額の増加を図る。

また、新たな取組として、四国地区の大学間連携による共同資金運用を実施する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

(1) 人件費の削減に関する目標を達成するための措置

①「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成 18 年法律第 47 号)に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成 18 年度からの 5 年間に於いて、△5%以上の人件費削減を行う。さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成 18 年 7 月 7 日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成 23 年度まで継続する。【62】

平成 23 年度まで実施してきた人件費削減計画について、新たな政府の方針が定まるまでの間、大学教員の雇用に関しては、年間 1.3%のポイントを留保するとともに、事務職員についても大学教員に準じ留保する。

(2) 人件費以外の経費の削減に関する目標を達成するための措置

①省エネ活動に努め、環境に配慮した設備整備を行い、「エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)」に基づく、エネルギー消費原単位(総エネルギー量を総面積で除した値)を年平均 1%削減し、一般管理費のうち水道光熱費、消耗品費について、

第一期実績に対し3%の経費を削減する。【63】

省エネ活動、経費の節約に係る実施計画を策定・実行し、管理経費のうち消耗品費、水道光熱費について引き続き第1期実績の平均年額の2%以上削減を目指すほか、新たな取組として四国地区大学間連携による共同調達を実施する。

平成22年度に策定した「省エネ化行動計画」に基づき、学内設備の省エネ機器への計画的な更新を進めるとともに、省エネ法にかかる中長期計画を実行し、PDCAサイクルによる取組状況を検証する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

①大学が保有する資産の教育研究活動への有効活用や学外者の利用に資するため、既存施設の利用状況を分析し、活用方法を情報発信し、学内外の利用者への利便に供する。【64】

既存施設の有効利用を図るため、学内の教育研究活動施設（研究室・講義室等）の稼働状況や稼働スペース等について引き続き調査・分析を行い、戦略的な教育研究活動を促進するとともに利用者の利便に資する管理・運用を図る。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

①教職員が一体となった評価改革機構（仮称）を組織し、確実な改善を実施するとともに取組内容を公表する。【65】

評価改革機構の業務を開始し、評価基準並びに評価方法等の検討を行う。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

①「高知大学広報基本方針」に則り策定した「第2次高知大学広報活動実施計画」等に基づく多様な広報対象に応じ、教育研究活動や運営状況等を様々な媒体を活用して効果的に情報発信する。【66】

新たに「第3次高知大学広報活動実施計画」を策定し、計画に基づき受験生、地域住民、同窓会（卒業生）、企業等の各広報対象に応じ、本学の特色ある教育研究活動をホームページや広報誌等の多様な媒体によって、戦略的に情報を発信する。また、ホームページの有用な活用方法を検討する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

①施設整備マスタープランや将来構想に基づき、キャンパスの環境・施設整備を計画的に進めるとともに、環境に配慮した整備を行うための支援制度を構築し、既存設備の省エネ化の推進や全学共同利用スペースの創出など、施設マネジメントを推進し効率的に利用する。【67】

「高知大学キャンパスマスタープラン」に沿った施設整備を進めるとともに、環境に配慮した整備を推進するための「省エネ化行動計画」による事業を実施する。

また、「国立大学法人高知大学における施設等の有効活用に関する基本方針」に基づき既存施設の有効活用の推進を図り、PDCAによるプリメンテナンスを推進する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

①-1 保健管理センター及び安全衛生管理室を中心として、学生・教職員を併せた安全衛

生管理のための業務内容や組織の在り方を検討し、大学構成員のメンタルヘルス対応や世界的な感染症対応等も含めた安全衛生管理体制を整備する。【68】

平成 23 年度に全学的な安全衛生管理体制強化のため組織された「国立大学法人高知大学安全・安心機構」のもと、学生及び教職員の安全衛生管理、健康管理、メンタルヘルス及び感染症等に対応する。

- ①-2 南海地震等の大規模広域災害を想定し、既存の学生・教職員の安否確認体制や防災管理体制を一層充実させ、減災と早期復旧を目的とした「事業継続計画」と大学周辺地域の防災に貢献する「地域支援計画」を策定する。【69】

防災ワーキンググループが中心となり、総合研究センター防災部門や学生組織「防災すけっと隊」と連携し、本学安否確認システムの登録増加に向けた啓発活動を引き続き実施する。

また、平成 23 年度に原案を策定した「事業継続計画」及び「地域支援計画」を審議決定したのち、計画に基づいた防災訓練を実施する。

- ①-3 消防法等法令に基づく防災管理体制や自主防災体制を充実させるとともに、耐震補強の推進や防災設備の整備を行う。【70】

防災管理に必要な資格を有する防災管理者等の配置を見直し、自主防災体制を強化する。

また、学生と連携した防災訓練や防災マップの作成、防災パトロール等に取り組み、防災意識の啓発並びに学内防災対策の充実を図る。

併せて、老朽施設等の耐震整備を進める。

- ②情報管理の徹底を図るために、セキュリティポリシーの周知徹底及びネットワーク環境の高機能化を推進し、情報セキュリティの高度化を図る。【71】

新総合医療情報システムと新ネットワークシステムの導入に向け、仕様の策定及びシステムの構築を行い、平成 24 年度中に運用を開始して、ネットワーク環境の高機能化及び情報セキュリティの高度化を図る。また、学生及び教職員を対象とした情報セキュリティに関する講習会等を実施し、情報セキュリティの知識と意識を向上させる。

3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

- ①冊子等の配布や全学的な説明会や初任者への研修を通じ、全教職員に法令遵守を徹底するとともに、監事による検証機能も重視し、あらゆるコンプライアンスの保持に対応した透明性の高い、一元的な管理組織を構築する。【72】

法令遵守に向けた一元的な管理組織を構築し、ワーキンググループでの検討を基に相談窓口の設置やガイドライン・マニュアル等を策定する。併せて、本学の法令遵守に対する取組をホームページ等により公開する。

VI 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

- 短期借入金の限度額
 - 1. 短期借入金の限度額
26 億円
 - 2. 想定される理由
運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

- 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画
 - 1. 重要な財産を譲渡する計画
 - ・物部団地の土地の一部（高知県南国市物部乙 200 1, 431. 29 m²）を譲渡する。
 - 2. 重要な財産を担保に供する計画
 - ・附属病院施設整備及び附属病院設備整備に必要な経費の長期借入にあたっては、本学の土地、建物を担保に供する。

IX 剰余金の使途

- 決算において剰余金が発生した場合は、
 - ・教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財源
	総額	
・（朝倉）体育館改修	3,016	施設整備費補助金 (1,674)
・（附特）校舎改修		長期借入金 (1,286)
・（物部）総合研究棟改修		国立大学財務・経営センター施設費交付金 (56)
・（物部）ライフライン再生		
・（岡豊）基幹・環境整備		
・（医病）新病棟増築		
・病院特別医療機器整備		
・小規模改修		

（注1）金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

1. 戦略的な人員配置

学長の裁量により短期・中期に配置することができる人員枠を確保し、教育研究の拠点となる重点事業や大学運営の核となる業務等に人員を順次配置する。

2. 各種制度と職場環境の整備・充実

次世代育成支援に係る各種制度やワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた職場環境を整備・充実する。

3. 人材育成

事務職員の能力開発に関する基本方針・計画を策定し、それに基づく人材育成プログラムや研修を開発・実施する。

（参考1）24年度の常勤職員数 1,305人

また、任期付職員数の見込みを 398人とする。

（参考2）24年度の人件費総額見込み 14,187百万円（退職手当は除く）

（別紙）

○予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

（別表）

○学部/学科、研究科の専攻等の名称と学生収容定員、附属学校の収容定員・学級数

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。), 収支計画及び資金計画

1. 予 算

平成24年度 予算

(単位: 百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	10,254
施設整備費補助金	1,674
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	0
補助金等収入	681
国立大学財務・経営センター施設費交付金	56
自己収入	17,758
授業料及び入学金検定料収入	3,169
附属病院収入	14,339
財産処分収入	0
雑収入	251
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	1,455
引当金取崩	105
長期借入金収入	1,286
貸付回収金	0
承継剰余金	0
目的積立金取崩	0
計	33,270
支出	
業務費	28,424
教育研究経費	13,688
診療経費	14,736
施設整備費	1,730
船舶建造費	0
補助金等	681
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	1,455
貸付金	0
長期借入金償還金	980
国立大学財務・経営センター施設費納付金	0
計	33,270

[人件費の見積り]

期間中総額 14,187百万円を支出する。(退職手当は除く。)

※「運営費交付金」のうち、平成24年度当初予算額9,974百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額280百万円。

※「施設整備費補助金」には、前年度よりの繰越額501百万円を含む。

2. 収支計画

平成24年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	30,113
経常費用	30,113
業務費	26,705
教育研究経費	2,647
診療経費	7,354
受託研究費等	890
役員人件費	87
教員人件費	7,465
職員人件費	8,263
一般管理費	813
財務費用	191
雑損	0
減価償却費	2,404
臨時損失	0
収入の部	30,520
経常収益	30,520
運営費交付金収益	9,905
授業料収益	2,943
入学金収益	392
検定料収益	86
附属病院収益	14,484
受託研究等収益	890
補助金等収益	344
寄附金収益	519
財務収益	3
雑益	246
資産見返運営費交付金等戻入	305
資産見返補助金等戻入	283
資産見返寄附金戻入	85
資産見返物品受贈額戻入	35
臨時利益	0
純利益	407
目的積立金取崩益	0
総利益	407

※損益が均衡しない理由

会計制度上、国からの承継資産、借入金及び自己収入等により取得した資産にかかる減価償却費が資産見返戻入（収益）の対象とならないこと、借入金にかかる債務償還経費の元金が費用対象とならないことにより、収支不均衡となる。

3. 資金計画

平成24年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	35,951
業務活動による支出	28,014
投資活動による支出	4,321
財務活動による支出	1,622
翌年度への繰越金	1,994
資金収入	35,951
業務活動による収入	30,553
運営費交付金による収入	9,974
授業料及び入学料検定料による収入	3,169
附属病院収入	14,339
受託研究等収入	890
補助金等収入	681
寄附金収入	565
その他の収入	935
投資活動による収入	1,733
施設費による収入	1,730
その他の収入	3
財務活動による収入	1,286
前年度よりの繰越金	2,379

(別表)

学部の学科，研究科の専攻等の名称と学生収容定員，附属学校の収容定員・学級数

人文学部	人間文化学科	376人
	国際社会コミュニケーション学科	332人
	社会経済学科	472人
	(学科共通) 3年次編入学	20人
教育学部	学校教育教員養成課程 (うち教員養成にかかる分野 400人)	400人
	生涯教育課程	280人
理学部	理学科	540人
	応用理学科	540人
	(学科共通) 3年次編入学	20人
医学部	医学科	607人
	3年次編入学	5人
	2年次編入学 (うち医師養成にかかる分野 632人)	20人
	看護学科 3年次編入学	240人 20人
農学部	農学科	680人
総合人間自然科学研究科	人文社会科学専攻 (うち修士課程 20人)	20人
	教育学専攻 (うち修士課程 60人)	60人
	理学専攻 (うち修士課程 150人)	150人
	医科学専攻 (うち修士課程 30人)	30人
	看護学専攻 (うち修士課程 24人)	24人
	農学専攻 (うち修士課程 118人)	118人
	応用自然科学専攻(D) (うち博士課程 18人)	18人
	医学専攻(D) (うち博士課程 120人)	120人
	黒潮圏総合科学専攻(D) (うち博士課程 18人)	18人
	教育学部附属小学校	753人 学級数 21
教育学部附属中学校	460人 学級数 12	
教育学部附属特別支援学校	60人 学級数 9	
教育学部附属幼稚園	160人 学級数 5	

(注1) 右欄の人数は，平成24年度における学生収容定員を示す。